

令和7年5月15日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件 名 「赤谷の森だより」ほかの作製
詳細については別紙 仕様書のとおり
- 2 契約期間 契約の締結日より令和8年3月24日（火）
- 3 納入場所 群馬県沼田市鍛冶町3923-1
赤谷森林ふれあい推進センター
- 4 見積書等提出
の日時・場所 日時 令和7年5月29日（木） 15時00分まで
場所 関東森林管理局 経理課
群馬県前橋市岩神町4-16-25
※郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類 見積書（見積書は1頁あたりの単価を税抜きで作成し、年間予定総額を消費税込み価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。宛先は、関東森林管理局長として下さい。）
下記7の資格を証明できる書類の写し
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「赤谷の森だより」の作製 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日より7日以内
- 7 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格（「物品の販売」又は「物品の製造」）を有する者であること。
- 8 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。

（担当：赤谷森林ふれあい推進センター）
（電話：0278-60-1272）

別紙 2

令和 7 年度「赤谷の森だより」ほか仕様書

用 紙 : 間伐紙（間伐材 10%以上） エコロジーフォレストの菊判 62.5 k

A4版 右折り

印 刷 : 多色刷り カラー 4 色

文 字 : 15 級平体 ヒラノギ明朝M その他指示によるもの

字 数 : 16 字詰 33 行 4 段組 その他指示によるもの

数 量 :

赤谷の森だより	平均 4 頁建て 1 回当たり 5,300 部（年 3 回）
赤谷パンフレット（英語版）	平均 4 頁建て 1,000 部（印刷のみ）
赤谷の森・基本構想 2025	平均 4 頁建て 2,000 部（印刷のみ）

履行期間：契約の翌日から令和 8 年 3 月 2 4 日

納品（検査）場所：赤谷森林ふれあい推進センター

金額の策定及び決済方法：検査に合格したものにつき、その部数、頁数及び単価に基づき算出した額を、納品毎に支払決済するものとする。

契 約 条 件 書 (印 刷)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は同一重量単位のものであっても、甲の指定と異なる用紙を使用しようとするとき、又は甲から使用する用紙の提出を求められたときは、当該用紙を甲に提出してその指示に従わなければならない。
- 3 判は正規格判とし、刷り面の配置について特に指定のないものは、原稿と同一配置に印刷するものとする。
- 4 乙は原稿及び印刷に必要な資料の交付を受けたときは、これを善良な管理者の注意をもって管理し、印刷物の納入と共に甲に返還するものとする。
乙の責に帰する事由により原稿等が滅失・き損したとき又は甲が損害を受けたときは、甲の指示に従いこれを修復し、又は損害を賠償するものとする。
- 5 乙は印刷物を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 6 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に補整し、又は刷り直して納入し、再検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 7 乙は納入期限までに印刷物を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 8 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに印刷物を納入できなし、ときは、遅延日数に応じ、遅延した印刷物の契約金額に対し年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 9 乙は印刷物の引渡しを完了したときは、印刷代金の支払を請求することができる。
- 10 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 11 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 12 この契約を解除した場合に、乙は原稿等をただちに甲に返還するものとする。
- 13 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 14 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。